

議

長 休憩を解いて再開いたします。

(10時45分)

お諮りいたします。日程第5「議案第26号松田町水道事業給水条例の一部を改正する条例」と日程第6「議案第27号松田町寄簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」の2件の議案につきましては、水道料金の設定のための所要の改正をするための提案をするものです。よって、一括議題、松田町会議規則第36条個別審議とさせていただきたいと思います。このように取り計らって御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。この2議案は一括議題、個別審議とすることに決定しました。

日程第5「議案第26号松田町水道事業給水条例の一部を改正する条例」と日程第6「議案第27号松田町寄簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。町長の提案説明を求めます。

町

長 それではお認めいただいたように、同時に上程させていただきます。

議案第26号松田町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

次に、議案第27号松田町寄簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙に定める。

令和8年4月24日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。水道事業が将来にわたって健全な経営を維持し、安全で安心な水道水の供給を確保することに必要となる適正な水道料金の設定のため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

よろしくお願いいたします。

議

長 町長の提案説明が終わりました。それでは、議案ごとに審議しますので、議案第26号松田町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長

それでは、議案第26号松田町水道事業給水条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

条例改正の背景・目的でございます。松田町における水道料金は、平成6年4月の改定以来、約30年料金を維持してきましたが、給水人口減少による減収と物価高騰で赤字となっております。町では今後も健全な水道事業を継続していくため、松田町水道事業運営審議会を設置し、審議を重ねてきましたが、施設の更新や耐震化を見据えると、水道料金の改定、値上げは避けられないとの結論に至りました。このことから、老朽化した水道管の更新や耐震化を進め、今後も安全に水を届けるために料金を改定するものです。

条例改正の概要でございます。松田町水道事業給水条例に規定されております料金について、専用給水装置及び共用給水装置の基本料金及び超過料金の全ての料金について、現行料金に対して一律に35%を加算した料金改定をするものです。

それでは、議案を2枚おめくりいただきまして3枚目の参考資料の新旧対照表を御覧ください。右側現行、左側改正案でございます。

第24条の表中、用途の区分、専用給水装置の家事用ですが、基本料金10立方メートルまで650円を改正案では878円に、超過料金ですが、10立方メートルを超え20立方メートルまで70円を改正案では95円に、また20立方メートルを超え30立方メートルまで75円を改正案では102円に、30立方メートルを超え50立方メートルまで80円を改正案では108円に、50立方メートルを超える分、85円を改正案では115円にそれぞれ改めるものです。

次に業務用ですが、基本料金10立方メートルまで1,100円を改正案では1,485円に、超過料金10立方メートルを超え50立方メートルまで120円を改正案では162円に、50立方メートルを超え100立方メートルまで130円を改正案では176円に、100立方メートルを超え500立方メートルまで140円を改正案では189円に、また500立方メートルを超える分、150円を改正案では203円にそれぞれ改めるものです。

次に、学校用ですが、基本料金10立方メートルまで1,000円を改正案では1,350円に、また10立方メートルを超え100立方メートルまで65円を改正案では88円に。次ページをお願いします。100立方メートルを超え200立方メートルま

で70円を改正案では95円に、200立方メートルを超え500立方メートルまで75円を改正案では102円に、500立方メートルを超える分80円を改正案では108円にそれぞれ改めるものです。

次に、臨時用ですが、基本料金10立方メートルまで1,500円を改正案では2,025円に、10立方メートルを超える分、200円を改正案では270円にそれぞれ改めるものです。

続きまして、共用給水装置でございます。家事用ですが、基本料金10立方メートルまで650円を改正案では878円に、超過料金10立方メートルを超え20立方メートルまで70円を改正案では95円に、20立方メートルを超え30立方メートルまで75円を改正案では102円に、30立方メートルを超え50立方メートルまで80円を改正案では108円に、50立方メートルを超える分、85円を改正案では115円にそれぞれ改めるものです。

次に、業務用ですが、基本料金10立方メートルまで1,100円を改正案では1,485円に、超過料金10立方メートルを超え50立方メートルまで120円を改正案では162円に、50立方メートルを超え100立方メートルまで130円を改正案では176円に、100立方メートルを超え500立方メートルまで140円を改正案では189円に、500立方メートルを超える分、150円を改正案では203円にそれぞれ改めるものです。

改正条例本文を御覧ください。附則でございますが、施行期日です。

1、この条例は令和8年9月15日から施行します。

経過措置でございます。2、この条例による改正後の第24条の表の規定は、この条例の施行の日（以下、「施行日」という。）以後に行う水道メーターの検針（以下、「検針」という。）に係る料金について適用し、施行日前の検針に係る料金については、なお従前の例による。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが御異議  
ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

お諮りいたします。ただいま議題となっています本案につきましては、特別  
委員会を設置し、そこに付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異  
議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって本案は特別委員会を設置し、そこに付託の上、  
審査することに決定いたしました。

（「異議なし」の声多数）

ここで暫時休憩いたしますので、休憩中に委員の選出、正副委員長の選任を  
お願いします。決定しましたら議長まで報告願います。暫時休憩いたします。

（10時56分）

議

長 休憩を解いて再開いたします。

（11時00分）

休憩中に松田町上水道事業及び寄簡易水道事業料金改定審査特別委員会の委  
員が決定いたしましたので読み上げます。

北村君、吉田君、古谷君、中津川君、飯田君、井上君、6名です。委員長に  
は井上君、副委員長には吉田君が決定いたしました。審査をよろしく願いい  
たします。なお、議長もオブザーバーとして参加させていただきますので、よ  
ろしく願いいたします。

次に、議案第27号松田町寄簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正  
する条例について、担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長

それでは、議案第27号松田町寄簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を  
改正する条例について説明させていただきます。

条例改正の背景・目的でございますが、議案第26号と同一の目的であります  
ので省略をさせていただきます。

条例改正の概要でございます。松田町寄簡易水道事業の設置等に関する条例  
に規定されております別表第1第4条関係について、基本使用料及び超過使用

料の全ての料金について、現行料金に対して一律に35%を加算した料金改定をするものです。

それでは、議案を2枚おめくりいただきまして、3枚目の参考資料の新旧対照表を御覧ください。

別表第1第4条関係でございます。右側が現行、左が改正案でございます。

表中、基本使用料10立方メートルまで650円を改正案では878円に、超過使用料1立方メートルにつき10立方メートルを超え20立方メートルまで70円を改正案では95円に、20立方メートルを超え30立方メートルまで75円を改正案では102円に、30立方メートルを超え40立方メートルまで80円を改正案では108円に、40立方メートルを超え50立方メートルまで85円を改正案では115円に、50立方メートルを超え60立方メートルまで90円を改正案では122円に、60立方メートルを超え70立方メートルまで95円を改正案では129円に。次のページをお願いいたします。70立方メートルを超え80立方メートルまで100円を改正案では135円に、80立方メートルを超え90立方メートルまで105円改正案では142円に、90立方メートルを超え100立方メートルまで110円を改正案では149円に、100立方メートルを超える分、120円を改正案では162円にそれぞれ改めるものです。

改正条例本文を御覧ください。附則でございます。

施行期日です。1、この条例は令和8年9月15日から施行します。

経過措置でございます。2、この条例による改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下、「施行日」という。）以後に行う水道メーターの検針（以下、「検針」という。）に係る料金について適用し、施行日前の検針に係る料金については、なお従前の例による。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めてよろしいでしょうか。それでは質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっています。議案第27号松田町寄簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、設置されました特別委員会に付託の上審査することとしたいと思いますが御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって本案は、松田町上水道事業及び寄簡易水道事業料金改定審査特別委員会に付託の上審査することと決定いたしました。

暫時休憩いたします。休憩中に特別委員会を開催し、審議してください。

（11時07分）